

と、「ぼくらはあの論文をはじめからあったものとうけとっていました」とのことであった。歴史はながれるとつくづく感じた。

(岡田 靖雄)

[六花出版, 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-42, TEL. 03 (3293) 8787, 2012年12月, A5判, 238頁, 4,000円+税]

神谷昭典 著

『植民地医育論——台湾, 朝鮮, “満蒙地域” を中心として——』

私自身, 2009年に「外地の医学校」と題した本を出版させていただいている。神谷先生が「植民地医育論」の対象とされた医学校は, 私の場合と同じであるが, 本書の場合, 医学校だけでなく, 広く医療全般にわたる先生の見解も述べられている。この領域の研究については, 先生は私のはるかに先輩であるだけに, 改めて敬意を表しておきたい。

本書の「はしがき」に, 先生は『著者の念頭には強固な伝統医学が定着したこれらの地域に西洋近代医学がどのように移植されたのか, 「宣教医師に代るに公医も以てす」とした, 後藤新平以来の日本植民地政策とのかかわりあいはどうであったのか, 自らの意志で西洋医学を選択した日本で受容の過程とどうちがったかなどの問題意識がある』と記されている。

先生と私の本は, 記載された事実は同じでも先生は「植民地」としてであり, 私は「外地」である。以下, 私が「植民地」ではなく, 「外地」と呼ばざるを得ない理由をもって書評に代えさせていただくことにしたい。

ある地域が「植民地」と呼ばれるには, ①宗主国が武力奪取した地域, ②住民の教育向上を図らず, 支配を継続・維持したこと, ③宗主国による経済的収奪が大きなものであったこと, の三要件が必要である。

1. 日本の場合, 「外地」は, 武力奪取の地域ではない

「日清戦争(明治27年~28年)」を日本の侵略戦争の第一歩とする論があるが, どうみても, 「日

本が中国を支配する意図があった」とは思えない。戦争は, 朝鮮における日本と清国の商権争いに, 韓国政権の内情, 帝政ロシアの策謀が加わり起こったことである。終われば, 戦敗国は戦勝国に賠償を支払うのは当然である。結果として, 日本の台湾領有となった。しかし, 当時の台湾の住民のほとんどは本島人で人口数すら把握できていない状況であった。「日清戦争は, 日本が台湾領有を目指して起こした戦争ではない」。

「日露戦争(明治37~38年)」, 朝鮮支配をめぐる日露の戦争と説明されているが, 根底は, 帝政ロシアの強烈な南下政策であった。日本の対露恐怖心は今からは想像できない大きなものであり, 日本は日英同盟(明治35年)によってかろうじて対抗していた。日露戦争の結果, 朝鮮は日本の支配下となり, やがて, 「韓国併合(明治43年)」となるが, 併合にいたる最大の要因は当時の韓国政府の統治能力である。併合は「日韓協約によって行われ, 武力奪取ではない」。

満蒙(満州・蒙古)の場合, 当時, これらの地域は軍閥が割拠する中国の中央政府の支配外の「無主の地域」であった。五族共和を旗印に成立した満州国(昭和7年)を, 「日本のカライ政権」と簡単に呼ぶわけにはいかない。

2. 欧米列強は, 植民地の人々を原則「無知蒙昧」に放置する政策を進めたが, 日本は「台湾, 朝鮮, 満蒙地域」において, 多数の医学校を開設したように, 外地でも, 遅れてではあるが, 内地とほぼ同様の教育制度が実施してきた。この事実は東京, 京都, 九州, 東北, 北海道に次いで, 大

正13年の京城帝大、昭和3年の台北帝大開設に示されている。

外地において、医師の養成を図っただけでなく、研究者の育成にも熱心であったことは、日本の敗戦後、台湾、朝鮮のいずれの地域でも、医学校の再開が、現地人によってきわめて円滑に行われたことから明らかである。

また、現地人医師の養成を通じて、医療の充実が図られ、急性伝染病の激減にみられるように衛生状況・医療状況の大幅な改善がみられている。

3. 日本が外地から大きな経済的収奪を行ったわけではない。逆に、赤字投資ではなかったかと思われることは、日本の統治下に建設され、現存する台北帝大、京城帝大、あるいは満州医大の立派な建造物を、当時の内地の帝大、医科大学の建物と比較した場合、考えさせられることである。

以上、私が、「植民地」ではなく、「外地」という用語を用いる理由について述べたが、もう一言、追加しておきたいことがある。

日本の外地統治の終結は昭和20(1945)年、まだ、100年にもなっていない。歴史的に考えて、医育問題を含めて、「日本の外地／植民地支配の功罪を冷静に議論できる時期になっていない」ことは、最近の日中問題、日韓問題に象徴されている。そして、今、必要なことは、後世の議のために必要な事実関係の集積・記載を図っておくのが、私共世代の義務であるというのが私の主張である。

(泉 孝英)

[新協出版社、〒112-0006 東京都文京区小日向4-2-5、TEL. 03(3814)7771、2012年6月、A5判、85頁、480円+税]